

証券業務／時価情報

Kirayaka Bank

公共債引受額

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
国債	—	—
地方債・政府保証債	—	99
合計	—	99

公共債ディーリング実績

1.商品有価証券売買高

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
商品国債	—	18
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
合計	—	18

公共債及び証券投資信託窓販実績

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
国債	171	248
地方債・政府保証債	—	—
合計	171	248
投資信託	2,889	3,363

(注) 1. 2025年3月期より、共同店舗（ＳＢＩマネープラザ）の実績も含めて記載しております。
2. 2025年3月期の共同店舗（ＳＢＩマネープラザ）を除いた投資信託の実績は、3,196百万円です。

2.商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
商品国債	—	0
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
合計	—	0

有価証券関係

※貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1.売買目的有価証券

[2024年3月31日・2025年3月31日] 該当ございません。

2.満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2024年3月31日			2025年3月31日		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	20,049	18,884	△1,164
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	20,049	18,884	△1,164
合計		—	—	—	20,049	18,884	△1,164

3.子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	2024年3月31日			2025年3月31日		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	—	—	—	—	—	—
関連会社株式	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式	4,088	4,205
関連会社株式	0	—
合計	4,088	4,205

これらについては、市場価格がないことから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

時価情報

Kirayaka Bank

4.その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2024年3月31日			2025年3月31日		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	736	485	250	471	279	192
	債 券	9,469	9,424	45	1,699	1,695	4
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	9,469	9,424	45	1,699	1,695	4
	その他	1,014	952	61	1,036	952	83
	小 計	11,220	10,862	357	3,207	2,927	280
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	301	333	△ 31	316	352	△ 36
	債 券	8,336	8,422	△ 85	14,607	14,830	△ 223
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	8,336	8,422	△ 85	14,607	14,830	△ 223
	その他	67,004	76,900	△ 9,895	66,315	76,900	△10,584
	小 計	75,642	85,655	△10,013	81,239	92,082	△10,843
合 計		86,862	96,518	△ 9,655	84,446	95,009	△10,563

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	1,481	1,300
組合出資金	1,263	847
合 計	2,745	2,148

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5.期中に売却した満期保有目的の債券

〔2024年3月期・2025年3月期〕該当ございません。

6.期中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	2024年3月期			2025年3月期		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	412	280	1	325	61	18
債 券	27,359	—	1,418	846	0	0
国 債	—	—	—	—	—	—
地方債	6,749	—	233	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社 債	20,610	—	1,185	846	0	0
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	27,772	280	1,420	1,171	61	18

7.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とすると共に、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前事業年度における減損処理額はありません。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

時価情報／デリバティブ取引情報

Kirayaka Bank

金銭の信託関係

1.運用目的の金銭の信託

〔2024年3月期・2025年3月期〕 該当ございません。

2.満期保有目的の金銭の信託

〔2024年3月期・2025年3月期〕 該当ございません。

3.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

〔2024年3月期・2025年3月期〕 該当ございません。

その他有価証券評価差額金

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
評価差額	△9,655	△10,544
その他有価証券	△9,648	△10,544
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	—	—
その他有価証券評価差額金	△9,648	△10,544

電子決済手段

該当ございません。

暗号資産

該当ございません。

デリバティブ取引の時価等に関する事項

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引 〔2024年3月期・2025年3月期〕 該当ございません。
- (2) 通貨関連取引 〔2024年3月期・2025年3月期〕 該当ございません。
- (3) 株式関連取引 〔2024年3月期・2025年3月期〕 該当ございません。
- (4) 債券関連取引 〔2024年3月期・2025年3月期〕 該当ございません。
- (5) 商品関連取引 〔2024年3月期・2025年3月期〕 該当ございません。
- (6) クレジットデリバティブ取引 〔2024年3月期・2025年3月期〕 該当ございません。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引 〔2024年3月期・2025年3月期〕 該当ございません。
- (2) 通貨関連取引 〔2024年3月期・2025年3月期〕 該当ございません。
- (3) 株式関連取引 〔2024年3月期・2025年3月期〕 該当ございません。
- (4) 債券関連取引 〔2024年3月期・2025年3月期〕 該当ございません。